

四日市市上下水道局告示第20号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第6号）第11条の規定により、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者としての指定を停止するので、同規程第15条第1項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年4月28日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 指定停止業者

商号又は名称

株式会社音羽コーポレーション

主たる事務所の所在地

四日市市智積町1941番地1

代表取締役 中川順二

指定番号 指定第257号

2 指定の停止期間

平成27年4月28日から平成27年6月27日まで

（上下水道局管理部生活排水課）